

相模原市障害者移動支援事業費重要事項説明書

(2024 年 9 月 1 日現在)

1 事業者の概要

名 称	株式会社なないろ
法 人 種 別	営利法人
法 人 所 在 地	相模原市中央区上溝 2168 番地 3
電 話 番 号	050-3695-7716
代 表 者 氏 名	代表取締役 山本 直広
法人の沿革・特色	移動支援事業の他、居宅介護事業、介護保険訪問介護事業、介護タクシー事業、行政書士法人の運営をしております。
法人が所有する営業所の種類・数	移動支援事業所 1 居宅介護事業所 1

2 事業所の概要

事業所の名称	ケアサービスなないろ
事業所の所在地	相模原市中央区上溝 2168 番地 3
事業所の電話番号	050-3695-7716
サービス提供地域	相模原市内
サービス提供曜日・時間	月～日 8:00～18:00 (時間外の対応も可能、要相談)
事業者番号	1462602499 (2024 年 9 月 1 日指定)
運営方針	居宅介護事業所の運営方針に準ずる
自己評価の実施状況	有
第三者評価の実施状況	無
職員への研修の実施状況	有

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管 理 者	1 名		1 名	介護福祉士
サービス提供責任者	1 名以上	1 名以上	1 名以上	介護福祉士等
ヘルパー	1 名以上	3 名以上	2.5 以上	介護福祉士等

4 サービスの内容

○ 相模原市障害者移動支援事業(以下、「移動支援事業」という。)

項 目	内 容
社会生活上必要不可欠な外出	ア 学校行事、PTA活動
	イ 家計の維持に係る手続・相談

又は社会参加のための外出	ウ 住居の維持に係る手続・相談
	エ 生活必需品の買物
	オ 理容・美容
	カ 就職・就学のための活動
	キ 冠婚葬祭
	ク 社会的慣習
	ケ 余暇活動
	コ その他アからケまでに掲げる外出に準ずる外出

5 利用料金

(1) 利用者支払額

移動支援事業に要した費用。但し、事業者が予め相模原市に対して相模原市障害者移動支援事業費の代理受領に係る申出し、かつ、利用者が事業者に対し、代理受領に係る委任をした場合については、利用者支払額より、相模原市より支給される移動支援事業費を除いた金額を利用料金として事業者に支払うこととなります。

なおこの場合、事業者が利用者に代わり相模原市から受領した障害者移動支援事業費の額については、利用者に通知します。

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」においてサービスの利用を開始される場合については、交通費は無料です。但し、それ以外の地域でサービスの利用を開始される場合につきましては、当事業者の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

また、サービスを提供する際に必要となる交通費については利用者の負担となります。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	予定利用料金の30%
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	予定利用料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡いただかなかった場合	予定利用料金の80%

(5) 支払方法

上記利用者支払額等の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、翌月末日までにお支払いください。

支払いは、原則として現金または振込でお願いします。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援事業の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は移動支援事業費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 移動支援事業の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し 日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 移動支援事業費の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者が相模原市外に転居した場合（但し、市より共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入所した場合を除きます。）

7 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

--

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	山本 直広
電話番号	090-8845-2230（直通）
受付時間	8：00～18：00

当事業所以外に、相模原市役所においてもご相談を受け付けております。

担当部署	中央高齢・障害者相談課
電話番号	042-769-9266（身体・知的福祉担当） 042-769-9806（精神保健福祉担当）
受付時間	月曜日から金曜日 8：30から17：15まで

年 月 日

移動支援事業の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 相模原市中央区上溝 2168 番地 3

(名 称) 株式会社なないろ 代表取締役 山本直広 印

(説明者) 所属 ケアサービスなないろ

氏名 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) 印

(代理人または立会人等)

(住所)

(氏名) 印